9 議案第70号関係

十和田地域広域事務組合規約 新旧対照表 (抜粋)

変 更 案

(共同処理する事務)

第3条 組合の共同処理する事務は、次の表の 左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄 に掲げる市町村に係る事務とする。

1~3 略	略
4 一般廃棄物処理施設並びに	十和田市、六
し尿及び浄化槽汚泥(以下「し	戸町、おいら
尿等」という。)の前処理(十	せ町、五戸町、
和田市が有する終末処理場に	新郷村
投入するための処理をいう。	
<u>以下同じ。)を行う施設</u> の設置	
及び管理運営に関する事務	
5 一般廃棄物の収集、運搬及	十和田市、六
び処分 <u>(し<mark>尿等にあっては、</mark></u>	戸町、おいら
前処理に限る。)に関する事	せ町、五戸町、
<mark>務、</mark> 一般廃棄物処理業の許可	新郷村
に関する事務 <u>並びに浄化槽清</u>	
<u>掃業の許可に関する事務</u>	
6 略	略

(監査委員)

- 第15条 組合に監査委員2人を置く。
- 2 監査委員のうち1人は、十和田市の代表監査委員をもって充て、他の1人は、管理者が組合の議会の同意を得て識見を有する者のうちから選任する。ただし、同市の代表監査委員が地方自治法(昭和22年法律第67号)第198条の2第1項の規定により組合の監査委員となることができないときは、同市の代表監査委員以外の監査委員をもって充てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、十和田市の代表 監査委員である監査委員及び同市の代表監 查委員以外の監査委員が地方自治法第19 8条の2第1項の規定により組合の監査委 員となることができないときは、監査委員 は、管理者が組合の議会の同意を得て識見を

現行

(共同処理する事務)

第3条 組合の共同処理する事務は、次の表の 左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄 に掲げる市町村に係る事務とする。

1~3 略	略
4 一般廃棄物処理施設の設置	十和田市、六
及び管理運営に関する事務	戸町、おいら
	せ町、五戸町、
	新郷村
5 一般廃棄物の収集、運搬及	十和田市、六
び処分 <u>に関する事務並びに</u> 一	戸町、おいら
般廃棄物処理業の許可に関す	せ町、五戸町、
る事務	新郷村
6 略	略

(監査委員)

- 第15条 組合に監査委員2人を置く。
- 2 監査委員のうち1人は、十和田市代表監査 <u>委員</u>をもって充て、他の1人は、管理者が組 合の議会の同意を得て識見を有する者のう ちから選任する。

変 更 案

現行

有する者のうちから選任する。

- 4 代表監査委員は、十和田市の代表監査委員である監査委員又は同市の代表監査委員以外の監査委員をもって充てる。ただし、監査委員が前項の規定により選任される場合は、監査委員の協議によって定める。
- 5 監査委員の任期は、十和田市の代表監査委員である監査委員又は同市の代表監査委員以外の監査委員をもって充てる監査委員にあっては同市の監査委員の任期によるものとし、組合の議会の同意を得て識見を有する者のうちから選任する監査委員にあっては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- <u>3</u> 代表監査委員は、<u>十和田市代表監査委員</u> である監査委員をもって充てる。
- 4 監査委員の任期は、代表監査委員にあって は十和田市代表監査委員の任期によるもの とし、代表監査委員以外の監査委員にあって は4年とする。ただし、後任者が選任される までの間は、その職務を行うことを妨げない。